

令和3年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午前9時30分から10時40分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第2号 裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第2回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日は、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番 高村 國昭 委員と13番 竹原 誠 委員
にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の赤坂次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

議長（岩井） 私の方から報告いたします。
座ったままで報告いたします。

研修会の内容ですけれども、農林関係の予算の報告がありまして、農林水産関係の令和2年度の補正予算、第3次補正予算が1兆510億円が付きましたというふうなことで、令和3年度については、2兆3,050億円、その中で農業農村整備関係が6,995億円、これは前年比1%の増だそうです。

それと、非公共事業が1兆6,055億円、これについては前年比で、0.4%の減で、その予算の中身、その中でも農業委員会関係については、令和3年度では農業委員会の総会や委員の研修をオンライン化するためのタブレットを導入するという予算が付いたということでございまして、3年度については、試験的に行うということで、青森県には何台入るのかと質問したら、だいたい50台前後だそうです。

ということは、全農業委員会にまわらないので、何処かの農業委員会か、モデル委員会になるのかわかりませんが、だいたい1か2の農業委員会に配布するとのことでした。

この予算は全て国ですので委員会の負担はありません。

全部、国が県に配布して県の農業会議が払うという形になるようでございます。

そして、令和4年度には、全農業委員会にタブレットを配布するような予算を付けるというふうなことで、この会議についても、今後は、ペーパーレス、タブレットで会議するという方向になるかと思えます。

そういう予算が付いたということでございます。

それと農業委員会の交付金、471,800万円、都道府県農業委員会のネットワーク、これについては、52,300万円、これは前年度同額で認められたというふうな報告がございました。

タブレットの件は、農業会議では、まだ具体的な進め方は検討していないそうです。

ただ、予算が付いただけで、これから作業を進めるので、その結果については、決まった内容を事務局の方に案内すると言っております。

そのタブレットは、農業委員会のものでないので、県の農業会

議で保管して貸し出すという形だそうでございます。

費用については、全部、国が負担するので、われわれの負担金はないものというふうに思っておりますので、おつなぎ申し上げます。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第2号「裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について」を議題とします。

事務局よ説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の1ページ、報告第2号と参考資料の1ページを御覧ください。

令和3年1月13日付け令和2年（ケ）第60号の農地等の現況について、民事執行法による農地等の売却処理方法について（昭和58年7月5日五八構改B677）に基づき、農業委員3名と事務局で現地調査を行い、下記のとおり回答いたしましたので報告いたします。農地の所在と地目は、字古堂、ここは畑が1筆、字古堂後の3の1から7の3、ここは地目は田、11筆になります。

全部で12筆、面積は●●㎡、現況地目は、畑と田と判断いたしました。転用許可等の有無とその内容ですけれども、この農地については、転用申請及び許可はありません。都道府県知事からの指示事項ということですが、この欄については、この農地が、許可を得ないで農地以外にしているものについて、農地以外にしているときは、その現状回復命令が発せられる見込みの有無ということですが、今回のこの農地は、全て農地ということに判断いたしましたので、ここは該当しないということになります。

農地法第3条第1項の許可ですけれども、字古堂の畑については、貸借はありません。

字古堂後の田については、農地法第3条ではありませんけれども、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借がされております。

買受適格証明の要否ですけれども、今回、全て農地と判断いたしましたので、買受適格証明は、必要ということになります。

また、この農地について、土地改良事業の賦課金等はございません。

買受適格証明ですけれども、この農地の競売に参加する場合、農業委員会が発行する買受適格証明書が、必要となるもので、入札に参加する場合、農業委員会の方に申請してまた、総会を得て、その人が農地を購入できる許可要件を満たしている場合には、買受適格証明書が、発行されることになり、この買受証明書を持って、入札に参加するということになります。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

13番（竹原） ちょっとわからないが、入札の日程とか場所、時間という案内というのは、後で全町民に知らせるでしょう。事前に。そうではないのか。

議長（岩井） それは議題と関係ないので、公告で全部、知ることになりますので。今の現況の意見書とは関係ないので。裁判所で公告するものです。農業委員会ではそこまで感知しません。

議長（岩井） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は、2件です。議案書の2ページ、参考資料の3ページを御覧ください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告いたします。

1番、大字倉石中市字高田、田、計2筆、面積は、●●m²です。

申請農地の付近の田を耕作する農家が、新たに借り受けることになったため、解約するものです。

2番、字上根前、田、1筆、面積は、●●m²です。

賃借人の夫が買受けることになったため、解約するものです。農地法は、世帯主義ですが、賃貸借の契約は個人間のものなので、売買に当たり、合意解約が必要となりました。申請地の売買については、議案第7号の1番で説明させていただきます。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、8番 柏田雅俊委員と16番 稲村健一委員です。

調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の3ページ、参考資料の7ページを御覧ください。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案3件です。1番は、売買による所有権移転に関する件、2番は、贈与による所有権移転に関する件、3番は、使用貸借による権利の設定に関する件です。

1番、字上根前、田、1筆、面積は、●●m²です。

2番、大字切谷内字元年沢、畑、1筆、字北田ノ沢、田、2筆、計3筆、面積は、●●m²です。2番と3番の譲渡人、譲受人は同じです。

3番、大字切谷内字元年沢、字佐野前谷地、大字扇田字寺沢、字赤坂、字姥堤、字蛭川村、字蛭川後、字上新井田前、字上新道、の田、14筆、畑、3筆、合計17筆、面積は、●●m²です。使用貸借の期間は10年間です。

1番から3番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに規模拡大、農作業の効率化、経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

御参考までに売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して、稲村健一委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

稲村健一委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。着席のままで失礼します。

議案書の3ページ、議案第7号と参考資料の7ページを御覧ください。2月2日に岩井会長と柏田雅俊委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は知り合いで、譲渡人が高齢になり、管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買する

ものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

2番と3番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が経営移譲するため、農業後継者である譲受人へ農地を贈与及び使用貸借するものです。

譲受人は、水稻、長いも、ごぼうを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第8号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の5ページ、議案第8号と参考資料の31ページを御覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は、1議案1件です。

農地の所在は、大字倉石中市字下屋敷、地目は畑、面積は、●●m²、大字倉石中市字水上の地目は畑、面積は、●●m²、合計●●m²です。転用目的は、山林となります。この農地区分は、その他の第2種農地と判断いたします。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して柏田雅俊委員から調査結果の報告をお願いいたします。

柏田雅俊調査委員 農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたします。議案書の5ページ、議案第8号と参考資料の31ページを御覧ください。3条申請と同じく2月2日に現地調査を行いました。

1番は、高齢と労働力不足により、農業に従事することができなくなったため、スギを植林し、山林に転用する計画です。字下屋敷の周囲の状況は、西側は山林で、北側と東側と南側は、畑となっていますが、土地の所有者から承諾書を得ています。字水上の周囲の状況は、北側と東側が法定外道路であり、南側は自己保有の原野で、西側は畑となっていますが、土地の所有者から承諾書を得ていますので、どちらの申請地も周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の6ページ、議案第9号と参考資料の55ページを御覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は、1議案3件です。

1番の農地の所在は、字二本柳、地目は畑、面積は●●m²、転用目的は、太陽光パネルの設置になります。この農地区分は、その他の2種農地と判断いたします。

2番の農地の所在は、字二本柳、地目は畑、面積は、●●m²、転用目的は、太陽光パネルの設置になります。この農地区分は、その他の2種農地と判断いたします。

3番の農地の所在は、大字倉石石沢字境、地目は畑、面積は●●m²、転用目的は、太陽光パネルの設置になります。農地の区分は、その他の2種農地と判断いたします。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して柏田雅俊委員から調査結果の報告をお願いいたします。

柏田雅俊調査委員 農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の6ページ、議案第9号と参考資料の55ページを御覧ください。3条、4条申請と同じく2月2日に現地調査を行いました。

1番は、譲受人が譲渡人から賃貸借により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。周囲の状況は、北側と東側と西側は畑で、南側は山林となっており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響がないことを確認しております。

2番は、譲受人が譲渡人から売買により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。周囲は、東側と南側と西側は畑で、南側は山林となっており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響がないことを確認しております。

3番は、譲受人が譲渡人から賃貸借により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。周囲は、北側は町道で、東側と南側は畑で、西側は自己所有の宅地になっており、汚水等は発生せず、雨水は、地下浸透のため、周囲に影響がないことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議 長（岩井） 次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の7ページ、議案第10号を御覧ください。

五戸町長より令和3年1月25日付け五農林第454号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案11件で、合計面積は、●●㎡です。

1番の農地の所在は、字筒口川原、地目は田、面積は、●●㎡、これは、賃貸借になりますが、期間は、令和7年12月10日までとなります。賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

2番の農地の所在は、大字切谷内字佐野前谷地、地目は田、面積は、●●㎡、この農地は、15年間の使用貸借となります。

3番の農地の所在は、大字上市川字中筒、地目は畑、面積は●●㎡、この農地は、5年間の使用貸借となります。

8ページを御覧ください。4の1番と4の2番の農地の所在は、大字豊間内字久保田の地目は田となります。4の1番の面積は、

●●㎡、4の2番の面積は、●●㎡、どちらも10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●となっております。

5番の農地の所在は、大字扇田字姥坂、地目は田が2筆で、面積は合計で、●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は、2筆で、1年で●●となります。

6番の農地の所在は、大字倉石中市字田尻、地目は田、面積は●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●円、1年で●●円となります。

7番から8の3番までは、中間管理事業を活用しての一括方式による貸借になります。

7番の農地の所在は、字八景、地目は田、面積は、●●㎡、10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、この農地については1年で、●●円の賃借料になります。

8の1番の農地の所在は、大字上市川字皂窪、地目は田、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、この農地は1年で、●●円の賃借料になります。

8の2番の農地の所在は、大字上市川字下川原の田が2筆、面積は、●●㎡となります。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円になります。

10ページを御覧ください。8の3番の農地の所在は、大字上市川b字下川原の田が4筆、面積は合計で、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、4筆で1年で、●●円になります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第10号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 10 号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和 3 年第 2 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年2月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員